

令和5年9月14日(木)

開会（午前9:56）

○渡辺栄六委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件、条例の一部を改正する条例1件のである。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。今週に入って当市においても新型コロナウイルスの感染が少しずつ増えてきていると感じている。中学校で3クラス、小学校で2クラスで学級閉鎖、もう終わったところもあるがまだ最中のところもある。そのような形で少しずつ増えてきている実感があるので皆さんご存じのとおり明日、敬老会が計画されている。予定どおり開催はするが、感染予防のためにバスに乗る前からマスクの着用をお願いしたり、それから、当初は会食もふれすぽでもらう予定だったものを弁当は持ち帰ってもらうことでの感染対策を施しながら開催する予定としている。何とか早めに収まってくれるといいなと考えている。本日の議題は補正予算が4件と条例の一部を改正する条例1件ということでよろしく審議願いたい。

議第54号 令和5年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,445万3千円を追加し、その総額を33億4,715万3千円とするもの。歳出から説明する。主なものは、第1款総務費においては、職員手当について住居手当を増額し、また委託料については、高額療養費支給決定通知書作成業務委託料で支給対象者が当初の見込より増えることが予想されるため、その通知書の作成につき増額するものである。第7款諸支出金において、前年度の精算分として、保険給付費等交付金返還金及び一般会計繰出金を計上した。第8款予備費は、不測の事態の支出に備えるもので歳入歳出の差額分を計上した。一方、歳入では、第3款県支出金で前年度決算に伴う繰越金を増額した。第5款繰入金で職員給与費繰入金については歳出の第1款総務費の職員手当に関連するもので繰入金を増額した。第6款繰越金では、前年度決算に伴う繰越金を増額した。

質疑

○丸山孝博委員

予算説明書の 76 ページ。今回予備費に 1 億 1,100 万円補正するが、これは不測の事態に備えてとの説明だったが、1 億以上であれば基金に繰り入れることも考えられなかったのか。これら検討について伺う。

○宮崎市民生活課長

基金については、令和 3 年度に 9,500 万円積み立てして現在 2 億円ほど積み立てしている。昨年度は、医療費がかなりかかり保険給付費が不足し急遽補正を行ったこともあり、柔軟に対応できるように今回基金に積まずに予備費に計上したものである。

○丸山孝博委員

令和 3 年度の例をとって今の対応をしたとの説明だが、今年度の補正で 1 億 1,100 万という意味合いは。不測の事態はその範囲で十分対応できると考えたと理解していいか。

○宮崎市民生活課長

今年度は、4 年度増えたことも想定して予算を組んだので今年度についてはこの予備費で対応できるのではないかと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 55 号 令和 5 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 44 万 9 千円を追加し、その総額を 3 億 5,004 万 9 千円と

するもの。歳出から説明する。第3款諸支出金において、前年度精算分として一般会計繰出金を計上した。第4款予備費は歳入歳出の差額分を計上した。一方、歳入では、第4款繰越金で前年度決算に伴い増額した。第5款諸収入では前年度精算分により保険料等負担金返還金を計上した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第56号 令和5年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3,141万4千円を追加し、その総額を40億4,987万8千円とするもの。歳出から説明する。第1款総務費第1項総務管理費では、介護保険事業に従事する職員の人事異動等に伴い、給料、職員手当及び共済費を減額した。第3款地域支援事業費では、介護予防事業を担当する専従職員の人事異動に伴い、給料及び共済費を減額し職員手当等を増額した。第4款基金積立金では前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を増額した。なお、補正予算後の基金積立額の総額は5億9,363万4,188円になる。第6款諸支出金では、前年度の給付実績に伴い1項2目償還金で国及び県の負担金の精算による返還金を計上し、2項繰出金で一般会計への精算に伴う繰出金を計上した。

次に歳入について説明する。第3款国庫支出金では、歳出予算の補正に伴い法定負担割合に基づき国庫補助金の歳入額を増額するもの。第4款支払基金交付金及び第5款県支出金についても同様に増額するものである。第7款繰入金1項一般会計繰入金では、2目地域支援事業繰入金及び3目その他一般会計繰入金を減額し、4目低所得者保険料軽減繰入金では、前年度の精算により国県の交付額が決定したことに伴う増額である。第8款繰越金では、令和4年度決算における繰越額の確定に伴い計上したもの。

質疑

○薄田智委員

111 ページ。基金に1億5,400万円積むとの話だった。当初予算を見ると逆に令和5年度は2,500万円取り崩す見込であったが、これはかなりの差だと思う。この差が生じた大きな理由はどのようなことか。

○須貝福祉介護課長

令和4年度の決算においてもこれまではずっと保険給付費が伸びていて、令和3年度の時点では694万円の増額にとどまっていたが、令和2年度は3,467万円の増額といったところでとりわけ施設給付費が非常に伸びが顕著であったこともあり、令和5年度に入ってからにはなお保険給付費の中でも施設給付が伸びていくとの見通しで立てていたところ、今年度に入ってから居宅介護サービス給付、事業所の小規模多機能等の縮小や通所介護の事業所の縮小等、利用者が思ったよりも減少している状況にある。そのようなことから想定したよりも保険給付費が下がってきている。その分基金のあたり、繰越のあたり保険給付費の方が予算に比べ下がってきているところからということである。

○薄田智委員

専門的なことを言われてよくわからなかったのですが、要は介護保険給付、全体の利用者が下がっているという解釈でいいか。(はい。)あと介護給付者は増えていると思っているが、逆に減っていて利用も減っているという認識でいいか。

○須貝福祉介護課長

サービスの受給者というか利用者の状況で言うと65歳以上の高齢者はすでにピークを迎えているところで、その関係もあり、例えば令和3年度が居宅サービス費でいうと4年度に入ってから減少傾向にある。緩やかな減少ではあるが、それが5年度に入ってから減少傾向にある。これから先々も利用者は緩やかに減少していく状況にある。

○渡辺宏行委員

薄田委員と同じところけども、利用者が減って来ているのは、例えばケアマネージャーのケアプランとか、認定されているけど自己負担があるということで負担が伴って利用しない人もいると思うがその実態はどうか。

○須貝福祉介護課長

利用控えというか、なかなか負担するのが大変だということでサービスを控えるといったところ、実は昨年度になるがケアマネジャーに実態を調査した。利用者全体の2割程度が負担に感じているという結果だった。そこで中でも今ほど委員が言ったような利用控えにつながっている部分は数件あったので、ここは相談につなげていて必要なサービスが利用できるような調整というか。サービスの中身を工面しながら対応しているところであるし、今後もケアマネジャー、サービス事業所と連携しながら必要なサービスが利用できていないところをしっかりと確認しながらできるだけいい形で対応していきたいと考えているのでご理解願う。

○羽田野孝子副委員長

介護保険の総額は年々上がってきている。とうとう40億円を超えるので。やはり施設入所の給付費が増えているのか。

○須貝福祉介護課長

施設の利用者については、令和5年度に入ってからほぼ横ばいの状態である。令和3年度辺りが近隣で施設整備が行われた関係で増えたところである。今特養や老健以外に療養型の例えば村上記念病院のような療養型施設が国で介護医療院に転換するといったところで、そちらの方が現在増えている状況もあるので、医療的ケアが必要な方々の利用の部分はこの先々ももしかしたらその部分は増えていくのではないかとの見通しを持っている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第57号 令和5年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）

金子健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,722万3千円とするもの。歳入については、第4款繰入金において前年度の決算の確定に伴う繰越金の増額をした。第5款諸収入には前年度末に導入したマイナンバーカー

ドを用いたオンライン資格確認システムに係る医療情報化支援金の交付決定が今年度になったことから前年度精算分として計上した。歳出については、第1款衛生費1項保健衛生費1目医科診療費において、へき地診療所運営事業補助金の前年度精算に係る県への返還金を計上した。第4款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金では前年度の精算分として一般会計への繰出金を計上した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第67号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

梅津こども支援課長説明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、当該条例において引用する同法の条項に移動があったため、規定の整理を行うものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10：27）